

# スペイン・バスク自治州「政治分析」

—「新党」の余波とナショナリズム再考—

渡 部 哲 郎



スペイン・バスク自治州「政治分析」  
—「新党」の余波とナショナリズム再考—

渡 部 哲 郎

はじめに

- 1 バスク「民主主義」の流れ
  - 2 和平プロセス
  - 3 バスク政治「再編」か？
  - 4 ナショナリズムの新潮流
  - 5 バスクにおける「自決権」の事例
- おわりに

## はじめに

2011年5月22日スペイン市町村議会（地方自治体 ムニシピオ municipio）選挙が実施され、前回の選挙に参加を阻まれて投票を棄権した民族派左翼勢力（la izquierda abertzale）の新党「結集（ビルドゥ Bildu）」が各選挙区で健闘し、投票結果からギプスコア県とその県都サンセバスティアン市などで第一党となり、それぞれの首長を占めた。地方政界の再編どころか、バスク自治州における政治的なキャッシングボードを担う気配さえ窺わせている。

しかし、バスク自治州の喫緊な政治課題がこの選挙結果によって大きく動く気配は今のところない。各新聞の論調においてもその周辺の記事はあっても政府がいわゆる「バスク問題」で動くような「騒ぐ」記事がない。バスク地方には、「負の遺産」ETA（「バスク祖国と自由」Euskadi Ta Askatasuna）が招く「紛争」問題があるのに、なぜか動きが鈍い。今回の5月選挙に至るまでのバスクの政治状況はそのETAの衰退、バスク・テロの終息が明らか、と言うよりも、紛争「終結」の最終行程をどのように手繰り寄せるか、暗中模索の時であった。一度は破綻したはずの、いわゆる「和平プロセス」が見え隠れするようにも思える。ここに至る「テロ終息」に向かう政治情勢の基調は揺らぐことはないが、いかに終結に導くか、今後をどのように設計するか、それぞれに議論はある。議論白熱と行かないのは、政府当局側から既定方針以外の動きがないことにもよる。本論では問題の終結に至る道筋を整理し、以後を推論するにあたって「バスク」事例を検討しながら「民主主義」と「ナショナリズム」の帰趨について考察する意図がある。

---

## 1 バスク「民主主義」の流れ

バスク・ナショナリズム問題は民主主義の係わりで論じられてきた。地方独立または地方自治は「民主主義」とともにやって来ると信じられて、民主主義（正義、大義）の訴えと共に政治課題となってきた。「中央」あつての「地方」であるが、近代以前であれば地方ごとに独自の世界を展開していたので、外との関係はそれほど意識することはなかった。増してやバスクは地方諸特権（フエロス）に守られた独自の政治・経済状況にあつた。しかし近現代においては、ゆるい統合でも一つの国家内にある「地方」や「国」の存在が顕著になれば、中央と地方の位置関係は緊張する。「バスク」は対極の中央に位置する「スペイン」「マドリード」が中央集権を求めれば求めるほどに反発し、「民主主義」に依拠しながら抵抗する図式を描いてきた。その民主主義の訴えは自明とするナショナリズムを持ち出す自己主張の正当化でもあつた。<sup>注1</sup>

先ずバスクの「民主主義」について述べておこう。バスク地方における民主主義をめぐる動きには、「フランコ時代」の弾圧と抵抗運動が大きな影を落としていた。急進的な民族独立派 ETA（「バスク祖国と自由」1959年結成）は抵抗の一翼を担い、その動向に大きく係わつてきた。ETA 絡みの事件は民族主義急進派が引き起こす地域紛争と扱われ、「バスク地方」そのものの土壌・風土までも問題視されてきた。今日では民主主義の定着が明確になると、その事件は「テロ」と認識され、社会不安をもたらす一因となる。それゆえに ETA を取り巻く問題は過去を持ち出して自らを正当化しようとする「負の遺産」として解消が希求されている。

フランコ専制政治を生んだのはスペイン内戦（1936—39年）の国家分裂にあつた。1936年7月スペイン内戦が勃発した後とはいえ、バスク政治勢力は地方自治を求めて人民戦線（民主主義陣営）に参加し、地方自治（民

民主主義)を手にした。36年10月バスク自治政府が樹立されたが、37年6月フランコ軍に敗れ、亡命政権となってもフランコ・スペインと敵対した。国外からその後のフランコ時代も「バスクの大義」=「バスクの民主主義」が訴え続けられた。<sup>注2</sup>

フランコ後の民主化移行期にバスク地方は地方自治が承認されて自治州になった(1977年からプレ自治, 1979年10月地方自治憲章承認)。今日の民主主義社会への出発点となった1978年憲法制定の国民投票にはボイコットを呼びかけたものの、穏健な民族主義派(バスク民族党 PNV)が政府首班(首相, バスク語ではレンダカリ Lehendakari 大統領の意味)を委ねられ、総選挙で獲得した中央議会(国会)の議席への着席(参加)を拒否する同急進派(エリバタ・スナ 大衆連合 HB)を加えて、民族主義政策の優先を連立を組む非民族派の有力政党グループ(社会主義政党など)が認めたのは時代状況を反映したものであった。エリバタ・スナ HB は自派が推進してきた民族言語の普及を公的に支援する約束を取り付けた。バスク自治州の公用語となったバスク語の普及こそが民主化=地方自治の拡充を目に見えて確認できる(可視化)方策と、バスク政治勢力は考えたのである。前時代のフランコ時代には民族言語=バスク語の公的使用が禁じられていた。

現在に至るまでのバスク政治を動かしてきた民族主義グループは、先ず合法民族派と非合法のそれに区分される。前者の主要な政党がバスク民族党(PNV)とバスク連帯(EA)、後者がETA、そして新しい政党法の制定(2002年6月)によって現在は非合法となってしまったエリバタ・スナ HB, バタスナ, 愛国的社会主義(SA)である。これらに加えて2011年5月地方自治体選挙に登場する新党があるが、後述する。1978年憲法に基づく自治州政府はバスク民族党とバスク社会党(PSE, 中央政界ではスペイン社会労働党 PSOE と同列)連立政権が20年、その後バスク民族党とバスク連帯とバスク共産党(PCE-EPK, 中央政界では統一左翼 IU と連携)

---

三党連立が約10年続き、バスク民族党が単独過半数を獲得できないまでも常に政権の中枢にあり、地方自治政府発足の時から首班（首相）を変わらず掌中にしてきた。<sup>注3</sup>

そのバスク自治州において政権交代があった。2009年3月1日州議会選挙が行われ、フランコ後の民主化から30年以上も政権与党であり続けたバスク民族党が獲得投票数から第一党でありながら、バスク社会党と中道保守の国民党との反民族主義派が連立すればバスク議会議席の過半数を占める選挙結果であった。中央政界においては政権与党スペイン社会労働党（バスク社会党の上部組織）と野党第一党国民党は相対立する。両党党首がバスク州における協力を確約（3月12日）、3月31日にETA撲滅、暴力のない民主社会（樹立）優先で両党は合意し、5月5日バスク社会党書記長パチィ・ロペス（Patxi López）が州首相（レンダカリ）に就任し「反」民族主義政権が成立した。<sup>注4</sup>

テロ集団となったETAなど民族主義急進派を時には容認してきたバスク民族党政権に比して、今回は反民族主義政策への転換が予見された。スペイン中央政界は民主化以後、つまりフランコ統治以後、政権交代がこの30年間に3回あり、それぞれの政権の政治手法が社会状況を変えることに役立ってきた。バスク地方政治において今回（2009年5月）初めて政権交代があったのである。バスク社会党と国民党が従来から水と油の違いがあった対応を一体となって当たる。ヨーロッパ連合（EU）、隣国フランス政府との協力が進み、バスク問題解決（バスクの暴力の撲滅）に本腰が入ったのである。そのために、ETAはロペス・バスク州首相の暗殺計画までも練っていたことが後で判明した。<sup>注5</sup>

民主主義の下、民主的な手法を用いることが住民感情としては当然である今においてETAの「発想」は異常と云わざるを得ない。閉鎖的な思考のみが優先された組織の発想である。

スペイン中央政界においては「負の遺産」解消は世代交代のファクター

も加わり、スペイン内戦から70年、その前の第二共和国樹立から75年が経過して「過去の清算」が「歴史記憶法」成立(2007年10月)によって法制化された。「負の遺産」解消への第一歩はすでに始まっていた。バスク政治においては、「和平プロセス」の展開にその動きを見ることができる。<sup>注6</sup>

## 2 和平プロセス

この用語はスペイン政府とバスク民族主義急進派・武装(テロ)組織 ETA およびその周辺団体メンバーとの対話交渉について使われている。国際的には、中東紛争における「和平プロセス」、北アイルランド紛争の同プロセスが有名である。スペインの場合は政府がバスク紛争解決への方策をこのように呼んでいるので、「和平プロセス *Proceso de paz*」の用語を本論文では使用する。民族主義急進派グループでは、バスク問題は政治的紛争であるので、交渉を「民主主義プロセス」と呼ぶように、また保守政党・国民党(PP)と「テロ犠牲者団体(AVT Asociación Víctimas del Terrorismo)」は「降伏交渉 *Proceso de capitulación*」と呼ぶように求めていることも付記しておく。

民主化移行以後の「負の遺産」として紛争解決が懸案となってきた事情は、別稿で述べてきた。<sup>注7</sup> サパテロ(José Luis Rodríguez Zapatero)社会労働党現政権は民主主義が揺るぎないものとなったとの認識から過去の清算に着手してきた。2006年3月22日 ETA が無期限休戦宣言をしたのを受けて、3月31日バスク社会党書記長(当時)パチ・ロペスはサパテロ首相が国会において ETA との接触を示唆した後に、非合法政党 HB との会合開催を声明した。HB 指導者たちが自派の集会で提案していた武装解除とテロの解消を受ける形で、休戦について政府と ETA との交渉テーブルとバスク政治の今後について非合法 HB を含む全政党の討議テーブルとの二つの場を用意する、という内容であった。中央政府はこれらの交渉と討議



---

を議会に報告する必要からフォローアップ委員会も立ち上げた。<sup>注8</sup>

民族主義穏健派 PNV はバスク政治の正常化を提案し、非合法 HB 指導者にも会った。また全国裁判所判事ガルソン (Baltasar Garzón) はバスク社会党書記長が HB 指導者と会うことを確認し、後者にテロを拒否して民主的な枠内に入ることを求めた。中道保守政党 PP は、テロ犠牲者団体 AVT の「拒否」を支持した。<sup>注9</sup> 2006年6、7月ジュネーブのアンリ・ジュナン対話センター本部においてバスク社会党委員長エギグレン (Jesús Eguiguren) と ETA 指導者との会合が報道された。ノルウェーのオスロでも両者は接触を続けた。その後、ETA と HB は抑圧が排除されないならば、和平プロセスの継続はない旨をコミュニケで発表していた。そのなかで、同年12月30日マドリードのバラハス空港で ETA による爆発殺害事件が発生、翌2007年1月2日ルバルカバ (Alfredo Pérez Rubalcaba) 内相は和平プロセスの破談を発表した。3月に無期限「停戦」中止を示唆する「テロ」があった。<sup>注10</sup>

2006年の「和平交渉」破綻から2011年の今日までスペインとフランス治安勢力による取締りによってメンバーの逮捕・拘束が続き、ETA は組織的には壊滅状況にある、とスペイン政府はコメントを出している。<sup>注11</sup> この状況は単に外からの圧力で弱体化したかと言うとそうでもない。組織内部で収監されているメンバーでも、かつての指導層が次々に「声明」を出して現在の組織指導部とメンバーに「逆戻りできない」「和平交渉」への決意を明らかにしてきた。2010年5月9名の収監中のリーダーが「逆戻りできない」テロの終結を ETA 指導部に求め、収監中の受刑者メンバーにはテロ犠牲者の認知と損害への償いを訴えた。<sup>注12</sup> これらの元幹部たちの訴えに ETA の現執行部からの回答は今回、弱気である。

2004年11月2日収監中のかつての指導者たちが武装放棄を求める声明を出し、組織からの離脱を表明した。これに対して ETA は「敵に議論の機会を与えた」との理由で「追放」で応じていた。2008年にも別の元指導者

たちが求めた「離脱」に「追放」で答えていた。<sup>注13</sup> 組織への締め付けは離脱による「社会復帰」を阻むものであったが、刑務所法の改正によって施設外で実労、就学に向かう「受刑者」メンバーが増える現実もある。

社会復帰については、1986年11月10日「ヨイエス殺害事件」が「見せしめ」として取り上げられてきた。マリア・ドロレス・ゴンサレス・カタリン (María Dolores González Catarin)、通称ヨイエス (Yoyes) は ETA から離脱して社会復帰を目指して「亡命地」メキシコから帰国したが、生まれ故郷で幼い娘の目前で殺害された。当時、ヨイエスの行動はマスメディアも注目して「社会復帰」を助長する雰囲気があった。<sup>注14</sup> 殺害を指令した指導部の一人ホセ・ルイス・アルバレス・サンタクリスティナ (José Luis Álvarez Santacristina)、通称チェリス (Txelis) も90年代に暴力反対に改心したが、98年に組織から追放された。<sup>注15</sup>

アラバ県「ナンクラレス・デ・オカ (Nanclares de Oca)」刑務所には ETA メンバー受刑者が多く収容されている。全国の刑務所から「故郷に近い」バスク地方のこの施設に彼らは集められていると言ってもよい。ETA の元指導者の受刑者たちが声明を出して「和解の社会への広がり (Socializar la reconciliación)」を求めたことに、政府・行政側が「社会復帰」への足がかりとして応じていることになる。かつての国民党政権時代にも「バスク問題」終息策として導入された経緯がある。<sup>注16</sup> 今回は、これが偶然の巡り合わせとは言えないが、現政権では破綻したとされている「和平プロセス」の流れからさらに進んだ方式が導入されていることになる。模範囚であり「離脱」を表明し、さらに犠牲者への許しを求めている受刑者は労働か学習のために施設 (刑務所) 外に出ることができるのである。

その根拠は、2006年2月28日最高裁判所が「パロ理論 (La doctrina Parot)」適用を合法とする判決を出したことにある。最高刑期30年とし、労働や学習の模範行為によって刑期の年数を軽減する刑法改正 (1973年) を、ETA の受刑者にも適用する判決である。その最初の適用者 (アンリ・ウナイ・

---

パロ・ナバロ Henri Unai Parot Navarro) の名を付けた法は、ETA 受刑者にとっては犯行を重ねて刑期が100年を超える者が多く、「社会復帰」の糸口となっている。その適用者が刑務所から出所するニュースも新聞報道されている。<sup>注17</sup>

このような双方の努力を大きな弾みとするのか、見て見ぬ振りにするのか、2011年5月22日地方選挙は今までの「構図」に大きな付録を付けることになる。

### 3 バスク政治「再編」か？

2011年5月22日地方選挙が実施された。スペインにおける「地方」選挙は地方行政組織の紹介から始める必要がある。その末端組織は「ムニシピオ Municipio」と呼ばれ、日本の場合の市町村にあたり、住民50人以下のもの、50万人以上のもも「ムニシピオ」であり、全国に8114（2011年現在）ある。市はシウダー ciudad、町はプエブロ pueblo、村アルデア aldea と規模に応じて名称がある。50万以上の市はマドリード、バルセロナ、バレンシア、セビーリャ、サラゴサ、マラガの6つしかなく、バスク州では最大市ビルバオが35万程度である。このムニシピオ単位で住民は政党（名）で投票（比例代表制）して当選者が市町村議会を構成、その最多数・政党の名簿筆頭者が「市長 alcadea」になり、さらに市町村議員の中から県会議員の兼職者を選び、県議会の多数派から「知事 diputado general」が指名される。ここまでは、同じ地方選挙で選出する。国政選挙（総選挙）と州議会選挙は別途ある。ここで指摘しておきたのは、地方行政において「県 provincia」は国家と選挙者が直接選ぶ市町村との中間的存在であることである。現在、50県。さらに歴史的な背景があることを理由に承認された17自治州がる。バスク自治州は、ビスカヤ、ギプスコア、アラバ3県から、ナバラ自治州はナバラ県1県でそれぞれ構成されている。このほかに自治

州を越える広域的な問題に対応する「広域区コマルカ comarca」がある。<sup>注18</sup>

その地方選挙において急進的な民族派が結集して従来から支持基盤が強いギプスコア県内の市町村で多数を占めて、県都サンセバスティアン(バスク名 ドノスティア)市長を初め、県内多数の市町村議会の支持を得て県知事も奪取した。

ここに至る流れについて民族主義左翼(la izquierda abertzale)グループを軸に「新党」結成の動きを見ておこう。2010年9月5日、ETAが停戦宣言を発表した。スペイン中央政府(サパテロ社会労働党政権)とバスク自治州政府(バスク社会党と国民党の連立政権)は共に、その受け入れを「拒否」した。ETAがバスクにおける政権交代以後、摘発・取締りによって組織的に弱体化し武装解除の用意すら一部で訴えている現況についてはすでに述べた。ETAを支援する急進的な民族派は自らが「非合法」グループの現状から脱するためにもETAの停戦を歓迎した。さらにこのままでは2011年5月地方自治体議会選挙に「非合法」のままでは参加資格もない。そこで民族主義左派グループは新党「創生ソルトゥ Sortu」を結成し、選挙一般を管轄する内務省に届け出たが、ソルトゥはETAの分身と判定されて政党結成、選挙参加が認められなかった(2011年2月)。最高裁に再審を請求したが、4月違法判決の後にその請求は憲法裁判所へ持ち込まれた。新党のメンバーが非合法政党HB党員およびシンパと重なると指摘があった。その一方でETAは「仲介者」による政治交渉を持ちかけているが、政府は拒否のままで、治安警察を中心にフランス当局と協力してETAメンバー摘発と拘束を続行し、力による鎮圧を印象付けている。

民族主義左翼グループは非合法の烙印が捺されていないメンバーを幹部に並べ、新党「結集ビルドゥ Bildu」を結成、これを最高裁が違法、憲法裁判所では6対5の評決で認可した(2011年5月6日)。<sup>注19</sup> 5月22日選挙に間に合った新党は、合法政党EAの選挙協力を得て選挙戦に臨んだ。その選挙結果は次の通りである。

表1 地方自治体選挙（2011年5月22日）結果<sup>注20</sup>

（バスク関係の数字は州政府発表による）

〔全国〕：投票率 66.23% 棄権 33.77% 無効 1.7% 白票 2.54%

	獲得票率
①国民党 PP	37.53%
②社会労働党 PSOE	27.79%
③統一左翼 IU	6.31%

〔バスク州〕：総投票数 1,099,921 無効票 15,093票 白票 23,918票  
投票率 63.61% 棄権 36.39% 無効 1.37% 白票 2.17%

	獲得票率	議席数
①バスク民族党 PNV	30.73%	872
②ビルドゥーバスク連帯 Bildu-EA	26.03%	953
③バスク社会党 PSE-EE	16.71%	234
④国民党 PP	13.83%	164
⑤バスク統一左翼 EB-B	3.20%	13
⑥アララル Aralar	2.89%	38

〔ビスカヤ県〕：投票率 64.12% 棄権 35.88% 無効 1.3% 白票 1.99%

総議席数 1228	獲得票率	議席数
①バスク民族党 PNV	38.14%	524
②ビルドゥーバスク連帯 Bildu-EA	21.75%	407
③バスク社会党 PSE-EE	15.80%	106
④国民党 PP	12.97%	55
⑤バスク統一左翼 EB-B	3.41%	8
⑥アララル Aralar	2.41%	10

〔ギプスコア県〕：投票率 62.73% 棄権 37.23% 無効 1.14% 白票 2.32%

総議席数 968	獲得票率	議席数
①ビルドゥーバスク連帯 Bildu-EA	35.43%	441
②バスク民族党 PNV	21.53%	187
③バスク社会党	18.28%	95
④国民党 PP	9.88%	27
⑤アララル Aralar	4.05%	28
⑥H1! Hamaikabat (11+ 1)	2.75%	12
⑦バスク統一左翼 EB-B	2.64%	5

「アラバ県」：投票率 63.69% 棄権 36.31% 無効 2.18% 白票 2.55%

総議席数 431	獲得票率	議席
①国民党 PP	26.01%	82
②バスク民族党 PNV	23.06%	161
③ビルドゥーバスク連帯	21.23%	105
④バスク社会党 PSE-EE	16.65%	33
⑤バスク統一左翼 EB-B	3.57%	0
⑥アララル Aralar	2.13%	0
⑦進歩連合と民主主義 UPYD	1.68%	0

「ナバラ県」：投票率 69.72% 棄権 30.28% 無効 1.75% 白票 3.19%

総議席数 1845	獲得票率	議席
①ナバラ民衆連合 UPN	27.69%	322
②ナバラ社会党 PSN-PSOE	15.87%	239
③ビルドゥーバスク連帯	11.63%	184
④ナバラバイ NaBai 2011	11.39%	70
⑤国民党 PP	5.99%	46
⑥ナバラ左翼連合	4.1%	18

この直近の選挙は、2009年3月自治州議会選挙である。政権交代に繋がった選挙の結果を見ておこう。

表2 バスク自治州議会選挙(2009年3月1日)結果<sup>注21</sup>

総投票数 1,148,697票 無効 100,939票 白票 11,562票

投票率 64.68% 棄権 35.32% 無効 8.79% 白票 1.01%

	獲得票率	議席
①バスク民族党 PNV	38.56%	30
②バスク社会党 PSE-EE	30.70%	25
③国民党 PP	14.10%	13
④アララル Aralar	6.03%	4
⑤バスク連帯 EA	3.69%	1
⑥バスク統一左翼 EB-B	3.51%	1
⑦進歩連合と民主主義 UPYD	2.15%	1

2009年選挙において民族主義左翼グループの受け皿は「アララル」のみであった。「バスク連帯 EA」は2011年選挙において「ビルドゥ」 と選挙協力するが、バスク民族党から分派した歴史がある政党であっても急進的な民族派の中ではかつての勢いが無い。投票棄権が占める率は比較してもそう大きく変わらないところから、投票する対象がなかった選挙民は「無効」の数値に含まれていると見て取れる。さらに、2009年段階で選挙権がなかった若者が投票に参加したことも考えられる。得票数で比較すると、以下の数値が判明する。

	2009年	2011年
バスク民族党	399,600	325,968
バスク社会党	318,112	177,248
国民党	146,148	146,729
アララル	62,514	32,113
バスク連帯	38,198	
ビルドゥ・バスク連帯		276,134
バスク統一左翼	36,373	34,591

2009年には政権交代を期待する票がバスク社会党へ流れたことが得票数から明らかだ。バスク民族党と国民党の票は大きく変化していない。無効の票数が100,939票（2009年 8.79%）から15,093票（2011年 1.37%）に減少した部分が新党「ビルドゥ」に流れ、バスク社会党への先の「期待票」が今回は新党に回ったと考えることができる。つまり浮動票が流れたと言える。

この浮動票については、バスク州政府与党であり、政府首班を掌中にするバスク社会党への期待よりも、ETA が休戦宣言をし、中央政府が ETA と交渉も妥協もしないとしながらも一度は破綻した以前の「和平プロセス」を進めさせようとする世論の後押しが反映している。ETA リーダーたちの「離脱」声明が次々に明らかになる一方で、ETA の受刑者が「パロ理論」に従って模範囚として刑期半ばで出所する報道が続いた。ETA の終

焉が話題になり、2010年9月の休戦宣言から一年近く「テロ」がない。ETAの収入源であった「革命税」中止を通告する書簡が企業家に届いていた。<sup>注22</sup>

民族主義左派グループは先にも触れた新党結成を模索し、政府と裁判所とのやり取りの後、やっと新党が実現した。世論を喚起するには、選挙目当ての新党が支持を得て圧力となる。ETA初め非合法団体の勢いが盛り返す疑心暗鬼も政府・治安当局のコメントにはある。住民感情としては平穏な社会の継続が経済活動の好調を呼び、安心した日常生活が補償されていた方がよい。外からの観光客が増加するなど明るいニュースが出る時にはテロがない社会の安定が証拠として取り上げられる。まさに、そのような雰囲気の中で2011年5月の投票を迎えた。<sup>注23</sup>

その投票結果に驚き、危惧する向きにはもうETA本体に昔の力がないことが安心材料となっている。選挙後の世論調査にはその安堵感が表れている。力むのは、選挙に勝利した新党である。そのリーダーたちは新しい政治を展開すると答えるものの、ETAやHBなど非合法の団体の利益を誘導していると思えるコメントが多い。<sup>注24</sup>しかし、なにもまだ実行されていない。元々、その準備がなかったこともあるが、成り行きまかせのように受け取れる。今回の選挙では、勝者も敗者も今後の見通しを予感させるものがない。実は、それぞれが掲げる「ナショナリズム」が現状から遊離している印象があるからそう思える。古いスタイルのまま、ここまで来たが、世間は「ナショナリズム」の訴えとはすでに違った方向に向かっていくことに気づく必要もありそうである。そこで、「ナショナリズム」論の昨今の事情を次に見ることにする。

#### 4 ナショナリズムの新潮流

一時は破綻したかに見えた「和平プロセス」が再び出現しているように



---

時間をつなげると見えて来る。当事者同士が何を思い、何を求めているのか、昔の思いから手探りをしているようだ。マドリードの中央政府やバスク州政府は ETA 包囲網を緩めることなく事態を見守っている。一方の「動かす」側は期待を込めて要求を繰り返している。双方、かみ合っているようで、そうでない違和感がある。民主主義が当たり前で確実なものとなっている現在、これを梃子に展開してきた運動（バスク「民族」運動）がこの先に何を求めるか、注視する必要がある。

ナショナリズムがそれぞれの主張する国家（「民族」国家）に収斂する中で紛争が続いたことを19世紀から20世紀の歴史が物語っていた。そのなかで西ヨーロッパ最後の地域紛争地バスクの去就が注目されている。フランス革命から生まれた概念「Nación」「Nation」「ネーション」に由来するナショナリズムは政治、社会的に「リベラリズム（自由主義）」、「デモクラシー（民主主義）」とそれぞれの主義・主張と絡まって展開してきた。周辺地域とは明らかに異なる人種、言語、文化を根拠に推進してきたバスク「ナショナリズム」は自らの正義（民主主義）を訴えて自己目的の実現を追い求めてきた。その流れは前述した。21世紀の今日、バスク地方（スペインとフランス）において民主主義の欠如を事あらためて問題視する政治状況にはない。

さらに目を外に向けると、加速するグローバル化、多文化主義の登場、それらの底流にあるアイデンティティ問題への関心が高まり、旧来のまま、自由主義・民主主義を求めてテロを繰り返す「ナショナリズム」民族運動が支持層を広げるとは思えず、新しいナショナリズム「理念」の提示が求められる。理論的にも「ナショナリズム」の基盤にある「ネーション」「ナショナルリティ」の構築性や虚構性はすでに論じられ明らかにされてきた。<sup>注25</sup> これらを打開する糸口に、ここでデイヴィッド・ミラーが提起する「ナショナルリティ」論を取り上げて見よう。<sup>注26</sup>

かつてアントニー・D・スミスは「エスニックな共同体とネーションと

の間には、いかなる相違があるのか」を考察の契機にしている。<sup>注27</sup> これに対してミラー言う。「ネーション」は政治的な自己決定を求める共同体であり、「エスニシティ」によって立つそれとは違う。「エスニシティ」がナショナル・アイデンティティの潜在的な起源であり続け、ネーションの「ナショナルリティ」と「エスニシティ」との混同を避けるべきである。また「ネーション」と国家とは混同されるが、この混同は初歩的な誤りである。<sup>注28</sup> 「ネーション」は公的な熟議がなされ、そのつど定義されなると、ミラーは明解に説く。<sup>注29</sup> その「ナショナルリティ」に拠って立つ「ネーション」は外の世界へ開かれて比較され、多様で見直しがある。国際社会においては差別がない平等な関係が求められる。国際連合やヨーロッパにおけるヨーロッパ連合(EU)など「ネーション」を越える状況も既定事実化してきた。その「ネーション」を構成する新しい「ナショナルリティ」が問われる意味がある。

確かにグローバル時代における新たなナショナリズムの位置づけも検討する必要がある。経済的な「国益」追求がナショナリズムに関係し、国際間の紛争への懸念を煽って世論の喚起に努めている。ヨーロッパにおける外国人労働者問題が経済不況時にはナショナリズムが取りざたされる。「ネーション」「ナショナリズム」のテーマが多方面、他地域との「比較」が可能となった今日、自分たちの自己主張と歴史問題への評価だけでは判断できない現状が生まれていることも分かる。その中で「リベラルなナショナリズム」はリベラルとナショナルそれぞれのものが共存・共生する公正な多文化共生社会のあり方を取り上げている。連帯意識や相互信頼感を備えた共同体・地域はそれぞれの政治文化(言語・文化の共有)に根ざし政治・社会制度の中で民主的な熟議を重ねる。少数派にも政治的表現の自由を保障して民主的な審議を充実させる。ナショナルな自決権は自他共に平等に適用される。自由、平等、民主主義、正義など理念は従来から理解されてきたが、今日の社会ではさらに平等の理念を重視するために公正な

---

再分配（社会正義）に配慮が求められている。そのためには共通のアイデンティティ、連帯意識が必要となる。そこに新しい志向による民主的な意思決定が求められる。<sup>注30</sup>

ミラーはスペインのカタルーニャやバスクを例に「分離独立の正当化」について述べている。ナショナルな自己決定の原理がすべて認められるわけではなく、多数派（マジョリティ）集団は少数派（マイノリティ）を代表する制度を創設し、その集団が自分たちのアイデンティティや物質的福利にとって非常に重大な事柄に関して、立法上あるいは政策立案上の権力を持つるようにすることが必要、と説く。<sup>注31</sup> 民主主義が進化して地方自治制度が確立されていることを言っているのであろう。また国境などの境界線は繰り返し引き直す用意があればよい、と。状況に応じて損得の議論をも経て考えても良い。「国境線を定める原理は、それぞれの地域における多数者の意志」だとすると、無政府状態へ導く。<sup>注31</sup> しかし、複数の「ナショナリティ」が共存・共生することの認識があれば、柔軟な思考が生まれる。ネイションを構成する「ナショナル・アイデンティティー」は多様な生活様式や主義主張を包括するだけでなく、少数派に対しても民主的な討議を通じて柔軟に対応する。ここに新しい「ナショナリズム」がある。

バスク「ナショナリズム」は民主主義の獲得と実現に同調して進められ、「地方自治」導入によってその役割を達成してきた。その中味の充実についてはまだ道半ばとも言うことはできるが、「独立」を求める急進グループには境界（国境）がその都度、話し合いによって引き直せば良いというミラーが論じる柔軟性に馴染まない。さらに、複数の「ナショナリズム」の容認は今までの流れから理解できないだろう。時の流れに追従できない「古臭さ」が今回の選挙で登場した新党にはある。準備不足が理由にあるが、今までのバスク「ナショナリズム」過去の使命に捉われた現状からどう抜け出すかが今後の課題になろう。

行き詰まりの打破は、次に述べる「自決権」をめぐる騒動においても見

られた。

## 5 バスクにおける「自決権」の事例

ミラーは「ナショナルな主権をめぐる問題」を提起している。<sup>注33</sup> 各「ネーション」が政治的自律を持つべきであるとする。しかし、このナショナルな自己決定する自前の政体は、EUなど超ナショナルな機構に対して自らのナショナルな「自律性」を損なうことにもなる。またバスク人のような国家内部のナショナルリズムの台頭に直面すると、一国家の内政にとってナショナリティがどんな意味を持つのか、ナショナル・アイデンティティの名の下に(他の少数派)個人の自由に制限を加えることが正当化されるのか、などなどである。これらの問題について先ずバスクの事例で考察して見よう。

バスクにおいて地方自治が樹立されて四半世紀が経過して、2004年末から05年初めバスク政界は熱くなっていた。バスク「住民」の「自決権」を請求する、バスク州政府首班の名を冠したイバレチェ計画(プラン・イバレチェ)が「民族派が多数を占める」バスク州議会で可決され、スペイン国会へ送付された。国会は一日の審議でこの提案を否決してしまった。すると、バスク「住民」こそが最終決定者とするバスク州政府首脳は、バスク州内における住民投票に問うと即座に声明発表したものの、住民投票がスペイン憲法によって国会の承認が必要と諫められると、今度は州議会選挙を繰り上げて早期に実施し、「住民」に問う方策を立案した。<sup>注34</sup> バスク「住民」はバスク「民族」とイコールではない。多数派集団が「バスク問題」の最終決着案としてとった手段が「自決権」、つまりミラーの言う「自己決定」「自律性」の獲得であった。

現行1978年憲法の制定から、スペインは地方自治州体制が施行され、各自治州はそれぞれの自治憲章を持った、バスク自治憲章(「ゲルニカ憲章」)

---

はスペイン国家内におけるバスク自治を規定した。その憲章によってその他の州よりも幅広い自治が獲得されている、と言われるが、バスク州政府与党は独立とは行かないまでも「自由連合」によるスペイン国家との協定を求めて現憲章の改定を目論んだ。憲法制定から25年、その改定、自治憲章の見直しを議論しようとした。<sup>註35</sup> 外的な状況としてはヨーロッパ連合が経済統合のみならず国家統合に進んでいた。このような背景から憲法、さらにヨーロッパ連合内の地域間の連携が進めば進むほど自治憲章、それぞれの改定が現状に則しても求められたのである。しかし、これらのバスク民族主義者の動きは自決権を前面に打ち出した「エスニシティ」を基盤とした「ナショナリズム」に支えられていたのは明らかである。もともと穏健な民族主義派が構成する州政府内部においてその急進派に連動するグループが外の非合法的急進派にまで含めた中央政府への働き掛けが出来事の発端にあった。懸案の「バスク問題」解決の一策でもあった。

この動きには、海外移民したバスク人も連動していた。アメリカ合衆国アイダホ州議会は2002年3月「エウスカディ（バスク）の主権、自治権を問う住民投票の実施を支持する」議決をした。アメリカ合衆国西部には牧羊業を中心にバスクからの移民が多い。スペイン政府がワシントンの連邦中央政府に内政干渉で抗議する事件にまでなった。<sup>註36</sup> まさに遠隔地ナショナリズム（遠距離ナショナリズム）の事例と言える。ベネディクト・アンダーソンはこの種の遠隔地ナショナリズムが無責任な政治行動を生むことを指摘している。<sup>註37</sup>

「ネーション」の自決権は今日の国際社会において周知されている。それぞれの民族の歴史的な背景が明らかにされ、政治・社会の状況も比較して見えるようになると、民族は運命の問題ではなく、固有の文化を通じて想像された共同体であり、その集合体「ネーション」は多様であることも分かってきた。これらの点を考察すると、多数派の「ナショナル・アンデントィティ」の名の下にその他の構成員の自由を制限するのではなく、ミ

ラーが説く多様性を認める寛容な精神を生かす「新しいナショナリズム」と今日の状況に適合させて見ることから、行き詰まり打開の一案が見出せるだろう。

## おわりに

フランス革命以来、国民主権が主張されて「国家は国民のもの」としてナショナリズムが地歩を得て来た。そのナショナリズムは国民の凝集力を高めるために想像上のナラティブ(物語)を装い、忘れ去られていた歴史の発見と想起が見られ、特定階層の文化を国民文化として称揚してきた。この力学が文化的に民族的に他者を排除して国民の同化を進める。国家とは個人が主体とするアイデンティティとは別ものである抽象的な構造体に過ぎない。スピヴァク『ナショナリズムと想像力』書評の書き手は「ナショナリズム」についてこのように一般論についてまとめている。<sup>註38</sup> この言説にすぐにも納得させられるのは、われわれの「ナショナリズム」理解がこのように教育されこれを辿って今日まできたと考えて良い。

古い「エスニック」な要素を多分に保持してきたバスクの場合には、ナショナリズム勃興は内発的で自明なものであったとしても、19世紀末からのその政治運動は外の世界の影響を受けて展開して諸外国の事例と比較ができる。また「近代」が推進する「ネーション」形成の諸要素を指摘できて、スミスの研究事例に当てはまることを挙げたり、ベネディクト・アンダーソンの「想像の共同体」に適合する部分を指摘したりできる。ナショナリズムの政治運動はなにか目的を掲げて一途に進む性格がある。民主主義を「正義」と捉えてその実現と運動が連動したことは明らかである。その民主主義の「実現」が度合いはあるにしても、実現、達成の段階にあると認識できる現在にあって、まだ不十分として旧来の方式で運動を進めるか、新たな展望を模索するか、論議はあろう。しかし、民主主義が定着

---

したと評価するスペイン全体やバスク地方の判断は妥当であると言わざるをえない。その判断の上に立って、新しい志向の「ナショナリズム」があっても良い。

今回のバスク地方における「負の遺産」清算を目論んだ広い意味での「和平プロセス」は「ナショナリズム」の妖怪に振り回された「悪夢」を現実のものにしたが、民主主義の発達によって達成されてきた現在の社会、つまり社会的な現実はその妖怪に振り回されることがない基盤に立っていることも改めて認識できる。ETA 武装放棄による「負の遺産」解消は、ETA の内部「崩壊」が勢い付けている。民主主義の浸透が現在までの環境整備をした。この流れのなかに「都市再生」で盛り返している現在のバスクがある。

民族主義急進グループの新党に市政を委ねたサンセバスティアン市は、前任の社会党市政が進めていた「2016年 ヨーロッパ文化首都」に当選し、新しい都市計画に着手せざるを得なくなった。社会党所属の前市長は新党が民主主義の成熟を知らないと批判する。<sup>注39</sup> その新党の市長はフランコ時代の弾圧犠牲者の追悼に出席し、古いナショナリズムの利益回復に努めている。このような内向きな「ナショナリズム」の姿勢に新しい「ナショナリズム」志向が求められている。

この新しい「ナショナリズム」による再考が民主主義の達成後におけるバスク・ナショナリズム理解に新しい視界を開くことになるう。

注1 渡部哲郎『バスクとバスク人』（平凡社新書 2004年）参照

注2 同書 第3章「スペイン内戦とバスクの『大義』」参照

注3 渡部哲郎「ヨーロッパの民主主義と住民自治」（横浜商科大学公開講座委員会編『民主主義の現在』南窓社 2008年）

注4 選挙結果は、表2を参照

注5 週刊 Cambio 16 誌（20-26 de abril 2009）“Patxi López, en la diana de ETA”（パチ・ロペス、ETAの標的）

- 注6 渡部哲郎『『和解』のジレンマ—スペインにおける民主主義の来し方，行く末—』（『横浜商大論集』第44巻第1号 2010年）
- 注7 渡部哲郎「ETAとバスク統治」（『スペイン文化事典』丸善出版社 2010年）
- 注8 日刊 El Mundo 紙（31 de mayo 2006）“Patxi López anuncia una reunión PSE-Batasuna tras el pleno del Congreso sobre la negociación con ETA”（パチ・ロペスが ETA との交渉についての国会報告後にバスク社会党とバタスナの会合を発表）
- 注9 日刊 El Mundo 紙（11 de junio 2006）“Masiva concentración en Madrid para rechazar la negociación con ETA”（ETA交渉に反対するマドリッド集会）
- 注10 日刊 ABC 紙（7 de octubre 2006）“Enviados del Gobierno y de ETA preparan en Oslo la negociación（オスロにおける政府とETAの交渉）  
ニュースレター-20 Minutos es.EFE（8 de octubre 2006）“ETA y el Gobierno se habrían reunido en Oslo, según TV noruega”（ノルウェーTV，ETAと政府が会合）  
ニュースレター-20 Minutos es.EFE（9 de octubre 2006）“Rubalcaba niega la existencia de contactos entre el Gobierno y ETA en Oslo”（内相，オスロ交渉否定）  
ニュースレター-20 Minutos es.EFE（10 de octubre 2006）“ETA y el Gobierno ya se han reunido, según ABC” “Noruega desmiente que el Gobierno español haya mantenido contactos en Oslo con ETA”（ABC紙によれば，ETAと政府が会合．ノルウェー政府はスペイン政府とETAのオスロにおける会合を否定）  
日刊 El País 紙（8 de junio 2006）“Blanco se excusa por no avisar al PP de que el PSE hablar con Otegi”（政権党幹部，バスク社会党とHB幹部の会合を野党国民党に連絡しなかったことを釈明）  
日刊 El País 紙（5 de junio 2006）“El Gobierno ofrece al PP más información sobre el proceso de paz recuperar su apoyo”（支持回復のために政府は野党に和平交渉のさらなる情報を提供する）  
日刊 El País 紙（7 de julio 2006）“La Fiscalía no pedirá a Garzón que actúe tras el informe sobre la reunión entre el PSE y Batasuna”（検察庁はガルソン判事にバスク社会党とバタスナの違法な会合が分かった後に訴追しないように求める）  
日刊 El País 紙（12 de diciembre 2006）“Josu Ternera representó a ETA en la reunión, que duró dos días”（2日間の会合，ETA代表はJ.テルネラ）  
日刊 El País 紙（3 de enero 2007）“La cúpula de ETA recortó en agosto el



- 
- poder de Josu Ternera para negociar con el Gobierno” (ETA 指導部は 8 月政府交渉のために J.テルネラから権力を縮小)
- 注11 ETA の現況を物語る記事 (日刊 El País 紙 4 de septiembre 2011) では、警察高官が「現役活動家がせいぜい50人、収入がなく財源が欠乏している」と言う。休戦宣言以来この一年間で46人が逮捕されて、2008年から336人が刑務所に収監されている (2010年10月、ヨーロッパ全域では732人が収監中。日刊 El País 紙 28 de agosto 2011)。今夏、(ETA 予備軍の若者による) 大きな「街頭のゲリラ kale borroka」もなかった。600人の収監中の活動家を故郷バスクの刑務所への移送を交渉する政治団体の合法化も求めている。しかし、政府はいかなる交渉も拒否している、と報じている。
- 注12 声明 (“Pasos en el irreversible Proceso de Paz”) が「不退転な受刑者 (Presos comprometidos)」8人によって発表された (2010年5月)。その後、「和解の拡大 (Socializar la reconciliación)」が2011年6月に出された。署名した元指導者たちは、組織から追放されている。声明の全文は、日刊 El Correo 紙 (1 de julio 2011)
- 日刊 El país 紙 (1 de julio 2011)
- 注13 日刊 El País 紙 (1 de julio 2011) “ETA no admite disidencias” (ETA は離脱を認めない)
- 注14 「見せしめ」について殺害前に報じられている。日刊 El País 紙 (12 de septiembre 1986) ドキュメンタリー映像：ワールドスペシャル「ヨイエスの青春～バスク独立にかけた夢と挫折～」(渡部哲郎 監修翻訳 NHK 総合 1989年11月14日放映) 参照
- 注15 日刊 El País 紙 (1 de julio 2011)
- 注16 日刊 El País 紙 (1 de julio 2011)
- 注17 ETA 元活動家 (刑期 264年) が24年の収監を経て2011年4月13日に出所。日刊 El País 紙 (14 de abril 2011)
- パロの人物紹介、その保釈の理論については、日刊 El Mundo 紙 (1 de agosto 2006)、同紙 (21 de julio 2011)。憲法裁判所は、世論の反発から見直しを求められても、同理論の討議を否定 (日刊 El Mundo 紙 17 de mayo 2011)。逆に新党を構成する民族主義左派は、懐柔策として同理論の廃止を言う (日刊 El País 紙 2 de agosto 2011)。
- 注18 [http://.wikipedia.org/wiki/municipios de espana](http://.wikipedia.org/wiki/municipios_de_espana)..参照。法 (Ley 7/1985, de 2 de abril Reguladora de las Bases del Régimen Local) において、「ムニシピオ (municipio)」を国家の基本単位と定義している。
- 注19 日刊 El País 紙 (24 de marzo 2011) “El brete del Constitucional” (憲法裁判所の苦境)

日刊 El País 紙 (24 de marzo 2011) “El Supremo acuerda ilegalizar Sortu por solo dos votos de diferencia” (最高裁, 2 票差で新党非合法に合意)

日刊 El País 紙 (12 de abril 2011) “La Junta Electoral registrará 21 coaliciones, incluida Bildu, para las elecciones” (選管, 新党ビルドゥを含む21団体の選挙登録)

日刊 El País 紙 (13 de marzo 2011) “Bildu dice que participará porque no se va a encontrar nada” (新党ビルドゥは何も見つからなかったので, 参加)

日刊 El País 紙 (7 de mayo 2011) “El Tribunal Constitucional se fractura para abrir a Bildu las puertas del 22-M” (憲法裁判所はビルドゥに選挙参加の扉を開く骨折り)

注20 バスク政府内務省資料 (Archivo de Resultados Electorales, en el Departamento de Interior, Gobierno Vasco). ナバラ県の選挙結果は, 日刊 El País 紙 (23 de mayo 2011) による.

注21 バスク政府内務省資料 (Archivo de Resultados Electorales, en el Departamento de Interior, Gobierno Vasco.)

注22 日刊 El País 紙 (28 de abril 2011) “ETA cancela el impuesto revolucionario a los empresarios vascos y navarros” (ETA はバスクとナバラ企業家への革命税を中止)

注23 バスク政府系研究所による世論調査では, 心配事のトップが経済・仕事であり約80%が不安と回答, テロ・暴力は18%が心配事として上位から4, 5位にある (EUSTAT バスク統計研究所「2011年5月調査」, 「2011年7月調査」). 2011年7月のバスク全体の観光客調査 (EUSTAT 報道用メモ) では9%増 (前年比). 宿泊客は10%増.

日刊 El País 紙 (6 de agosto 2011) “Turistas a pesar de la lluvia” (雨にもかかわらず, 観光客) においては前年比でサンセバスティアンは16%増である.

日刊 El País 紙 (23 de agosto 2011) “Euskadi se consolida como destino turístico tras dos años sin atentados” (ETA の攻撃ないこの2年, バスクは観光先になった)

注24 日刊 El País 紙 (7 de agosto 2011) “Bildu, o cómo triunfar sin condenar a ETA” (ビルドゥは ETA を非難しないまま, いかにか勝ったか) このルポルタージュにおいて, 選挙後の「勝者」の様子を伝えている. 爆弾か投票かの戦いにおいて結果は武力闘争を淘汰したことになった. ETAのことは心のなかで考えてしばらく静観をと新党指導者は言う.

日刊 El País 紙 (8 de agosto 2011) “Bildu se desentiene” (ビルドゥは知らん振り) ETA 解体に知らん振りする姿勢を新聞論説は糾弾する.

- 
- 日刊 El País 紙 (26 de junio 2011) “Pedir la disolución de ETA no es el paso que hay que dar ahora” ETA の解散請求は今やることでない) 新党のギブスコア新県知事 (Martin Garitano) は会見記事で, ETA の解散は今やることはない, と断言している. ETA メンバーの「犠牲者」追悼にも出席する.
- 注25 ベネディクト・アンダーソン『増補 想像の共同体』(白石さや・白石隆 訳 NTT出版 1997年)
- 注26 デイヴィッド・ミラー『ナショナリティについて』(富沢克・他訳 風行社 2007年)
- 注27 アントニー・D・スミス『ネーションとエスニシティ』(槇山靖司・他訳 名古屋大学出版会 1999年)
- 注28 ミラー 前掲書 pp.36-38
- 注29 ミラー 前掲書 p.352 訳者による解説, 参照
- 注30 ミラー 前掲書 「訳者あとがき」参照
- 注31 ミラー 前掲書 「ナショナルな自己決定と分離独立の条件」 pp.183-197
- 注32 ミラー 前掲書 p.187
- 注33 ミラー 前掲書 pp.6-7
- 注34 渡部哲郎 前掲書 pp.203-204
- 注35 渡部哲郎『『負の遺産』の清算と再生—バスク—』(季刊『軍縮地球市民』 明治大学軍縮平和研究所 西田書店刊 2005年) p.246
- 注36 渡部哲郎 前掲書 pp.148-149
- 注37 ベネディクト・アンダーソン『比較の亡霊』(糟谷啓介・他訳 作品社 2005年) 第3章「遠距離ナショナリズム」参照 pp.98-127
- 注38 朝日新聞「読書」欄 (評者 中島岳志 2011年6月12日)
- 注39 日刊 El País 紙 (28 de junio 2011) “Elorza critica la falta de madurga democrática de Bildu” (前市長エロルサ, 新党ビルドゥの民主主義未熟を批判)
- 日刊 El País 紙 (7 de agosto 2011) “San Sebastián frena su desarrollo” (サンセバスティアンは発展にブレーキ)